

### 《稻梓小学校》

- ・稲作活動等、地域の人材や教育資源を生かした豊かな体験活動ができた。
- ・グローカル CITY プロジェクトとして上智大学と連携することで、修学旅行での交流にまで発展させることができ、異文化理解や多様性を尊重する新たな教育活動につながった。
- ・ICT を活用し、一人一人の子供に応じた支援を進めた。
- ・CS コーディネーターの協力で、プール清掃に多くの大人の力を得ることができ、家庭・地域と共にある学校に向け、有効な手段の一つとなつた。

### 《稻生沢小学校》

- ・縦割り活動を充実させたことで、高学年としての意識の高まりや異学年間の関わりが増えた。
- ・授業でロイロノート(授業支援のためのグループウェア)を使えることにより、教師の教材準備や評価の負担軽減になるだけでなく、教材提示の自由度も高まり、子供達にとって分かりやすい授業となっている。
- ・雨漏り等、学校の老朽化問題が深刻になってきている。保護者からも指摘を受けることが増えてきた。自校で可能な限り修復している。市教委の対応も大変ありがたく思っているが、対応件数が多すぎることや災害が増えてきたことを考えると、今後が心配される。

### 《白浜小学校》

- ・感染症の心配が減り、地域の方や保護者の人数制限などをすることなく各行事を無事に行うことができて良かった。
- ・外部の方、地域の方が来校してくださっての体験学習ができ、子供たちの貴重な経験となった。
- ・給食配膳室にエアコンを設置をしたため、食中毒の心配がなくなった。また、危険箇所等の工事をすぐに着手していただけるので、子供たちの安全確保ができた。
- ・ロイロノートの活用により、子供たちの自他の考えが可視化されることで、自分の考えを深めたり、広めたりすることができた。また、宿題を配信することができ、取組状況も把握できた。
- ・iPad を利用し、ビデオや写真を実験・観察に活用できる。また、体育の実技、音読、合唱、自分の英語の発音など自分の学びを確認することができ、有効的な活用に広がった。

### 《浜崎小学校》

- ・子供たちは、全体的に落ち着いて生活し、学習に取り組めた。
- ・読み書きを苦手とする子が ICT を積極的に活用するなど、表現方法の一つ、学習手段の選択肢として有効に活用できた。

### 《下田小学校》

- ・初めての 6 月開催の運動会だったが、大きな問題もなく、子どもたちも楽しみながら力を発揮することができた。6 年生を中心に、縦割り活動(遊び、清掃、運動会練習)が充実した。
- ・全体的に落ち着いて授業や様々な教育活動に取り組むことができ、学校評価アンケートでは 9 割以上の児童や保護者が「学校が楽しい」と感じているという結果であった。
- ・ICT を使うことで、授業の中で意見を共有することができるようになつたので、子どもたちの考える時間を増やすことができたり、発表が苦手な子どもも考えを周囲に理解してもらいやすくなつたりした。
- ・校舎が古いので、様々なところが破損したり雨漏りしたりしているが、予算の関係で、すぐには直せないことも多い。子どもたちの安全面を考えると、心配なところもある。

### 《大賀茂小学校》

- ・天候等により、延期や中止をした行事もあったが、大きな事故もなく児童が元気に参加することができた。
- ・全校児童の欠席0人が、35日あった。
- ・iPad を授業で日常的に使っている様子が見られた。

### 《朝日小》

- ・1 学期子どもたちは伸び伸び生活し、学習にも取り組むことができた。
- ・運動会をはじめ、児童(特に上級生)の行事への取り組みに積極さがみられた。
- ・タブレットを使った授業が活発に行われている。

### 《下田中学校》

- ・3 年生が模範となる姿を示すことにより、1、2年生も導かれるように生活し、全体としては落ち着いて新年度をスタートさせることができた。
- ・学習においては、生徒は自然にタブレットを活用するようになっている。活動におけるプレゼンや教員と生徒の連絡ツールなど、状況に応じて有効に活用している。

### 《下田認定こども園》

- ・クラスごと子どもたちの興味や関心に基づきながら環境構成をし、好きな遊びを充実させることで、自分の思いを出しながら過ごせる姿が見られるようになった。
- ・子育て支援事業での保護者向けの講演会や体験などを実施することで、保護者間の交流の場となった。
- ・園庭開放では、園に興味のある保護者の参加が多くあった。
- ・ICT システムの導入により、登降園打刻、連絡帳、お知らせなどの一斉配信、児童の記録等アプリにて実施している。運用にあたり保護者への周知、運用方法等を検討しながら、システム機能を活用し、子どもたちの園生活の発信や安全確認、保護者とのコミュニケーションツールとして利用の幅を広げている。

### 《下田保育所》

- ・新年度当初より子どもたちが園生活に慣れ十分に楽しめるよう、各クラス担任がその時期の子ども達の興味に沿った環境づくりを行うことで、園生活を楽しみに登所してくる子ども達の姿が見られた。
- ・園内での異年齢児間交流を、遊び、体操、園外保育で実施しており、園児同士が年齢に関係なく触れ合い、声を掛け合う姿が見られた。
- ・7月には、コロナ、ヘルパンギーナ、手足口病、溶連菌などの感染症に罹患する園児、職員が増え、園運営にも職員確保に苦慮したが、園内の調整で対応した。

- 各校・園、新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖、学校閉鎖は1校(2日間)、大雨による休校が2日であった。各種行事・諸活動を予定通り実施し、子どもたちが元気に過ごす姿が見られた。全体として落ち着いた学校・園生活を送ることができている。
- 下田グローカル CITY プロジェクトによる、上智大学等との交流、英語力向上プロジェクトによる玉川大学交流により、国際的な視野が広がるような活動や、下田の豊かな自然を体験し、味わうことができる地域での活動など、地域の方にも協力していただきながら有意義な体験をすることができた。
- 各校とも、授業や家庭学習などのタブレット端末の活用が昨年度よりも進んでいる。
- 令和5年度導入の下田中学校に続き、今年度は市内全ての小学校にもコミュニティ・スクールが導入された。下田中学校では、総合的な学習の時間を中心に地域と一体となって活動が進んでいる。小学校では、それぞれの地域の強みを生かし、地域と連携した取り組みが始まっている。
- 園でも7月に感染症が流行傾向にあったものの、様々な交流等をとおして楽しく元気に過ごすことができている。保護者との連絡システム導入2年目を迎える、保護者も職員も有効活用できている。地震の際の対応など安全面への配慮を進めている。

## 【 いじめの状況(8/27現在 7月までの状況) 】

○8/27 現在、いじめの「重大事態」及び解消の見通しが立たない深刻な事案は発生していない。

○市内小学校…7月末までのいじめ認知件数 58件(R5 70件)

(解消件数 4件、見守りを継続している件数54件)

○市内中学校…7月末までのいじめ認知件数 9件(R5 27件)

(解消件数 0件、見守りを継続している件数9件)

※いじめ認知件数=いじめ対応件数

各学校とも、いじめは①いつ、どこでも起こりうる ②その子にとってはどのような事案であっても、深刻な問題である  
③いじめの“兆し”を見逃さず、早期発見・未然防止に努める との考えのもと、いじめを積極的に認知し、丁寧な見取りと支援に努めています。本人が嫌な思いをした場合は、積極的にいじめと認知して対応しており、安易に解消したとは考えず、一定期間見守りを継続することで、適切な対応を心掛けています。

## 《早期発見のために》

- ①“兆し”を見逃さない…丁寧な聞き取り、毎月のいじめ事案の報告、各校における定期的なアンケート(1~2ヶ月に1回)の実施
- ②日頃からの情報共有…各校における定期的な情報共有の場(子どもを語る会、生徒指導会議等)の設定(毎月情報共有)
- ③専門的、多面的なアプローチ…スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカーによるアセスメントとアプローチ、市指導主事・臨床心理士等による巡回相談、ケース会議の実施

## 《未然防止のために》

- ①豊かな体験をとおして心を育む取組…体験的な活動や文化・芸術に触れる場の設定
- ②担任が一人で抱え込まない環境づくり、発達障害への対応…市特別支援教育支援員の拡充
- ③多様な価値観への対応…様々な見方・考え方につれ、視野を広げる授業や行事の実施や、共生教育の推進

## 【 不登校の状況(8/27現在 7月までの状況) 】 ※病気等を理由としない累積30日以上欠席の人数

○市内小学校…7月末までの不登校児童数 5名 ( 市内児童数:641名 不登校出現率:0.78% R5 4名)

○市内中学校…7月末までの不登校生徒数 13名 ( 市内生徒数:405名 不登校出現率:3.21% R5 9名)

昨年度の同じ時期からは若干の人数贈(小+1、中+4)。下田中学校では前年度特別室登校だった生徒が、特別室登校日数も増え、学級の授業に参加できるようになった生徒が増えた。級友や先生方の支援はもちろん、市支援員や適応指導教室指導員の力も大きい。今後も粘り強く丁寧に対応を進めていく。

## 《不登校を解消するために》

- ①魅力ある学校生活…日々の授業や級友とのかかわりの充実、体験的な活動や魅力的な各種行事の実施、部活動等 活躍の場の設定
- ②学校生活への適応促進…適応指導教室(あじさい教室)による支援、スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカー、臨床心理士との連携
- ③その子の特性に応じた対応…家庭訪問やICT機器の活用等、福祉事務所や民生委員との連携

## いじめ防止対策推進法（概要）

### いじめの定義の変遷

【児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査における定義】

【昭和61年度からの定義】

この調査において、「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。なお、起きた場所は学校の内外を問わないもの」とする。



【平成6年度からの定義】

この調査において、「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起きた場所は学校の内外を問わない。」とする。

なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。

- 「学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているものを削除
- 「いじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと」を追加



【平成18年度からの定義】

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。（※）  
なお、起きた場所は学校の内外を問わない。

- 「一方的に」「継続的に」「深刻な」といった文言を削除
- 「いじめられた児童生徒の立場に立って」「一定の人間関係のある者」「攻撃」等について、注釈を追加

※ いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以下のとおり定義されている。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起きた場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なもののや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

### 第一章 総則

1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

### 第二章 いじめ防止基本方針等

1 国、地方公共団体及び学校の各主体は、「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）を定めること。  
※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

### 第三章 基本的施策 / 第四章 いじめの防止等に関する措置

1 学校の設置者及び学校が講すべき基本的施策として、①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講すべき基本的施策として、⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動等について定めること。

2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。

3 個別のいじめに対して学校が講すべき措置として、①いじめの事実確認と設置者への結果報告、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの警察との連携について定めること。

4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他のいじめの防止等に関する措置を定めること。

### 第五章 重大事態への対処

1 学校の設置者又は学校は、重大事態（※）に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとすること。  
（※）一 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき  
二 いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

2 学校の設置者又は学校は、1の調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとすること。

3 学校は、重大事態が発生した旨を地方公共団体の長等（※）に報告、地方公共団体の長等は、必要と認めるときは、1の調査の再調査を行うことができ、また、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるものとすること。

※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄府県知事

### 第六章 雜則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

（平成25年9月28日から施行）